**平成２１年（フ）第１２０４号**
千葉県市原市西国吉1711番地10
破産者　岩岡　広行
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２１年（フ）第５９１号**
東京都青梅市長淵２丁目573番地センチュリージャミーラ307、開始決定時東京都青梅市長淵４丁目374番地の１グランツ東青梅Ⅰ番館507号
破産者　佐川　文彦
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第１１３６号**
東京都町田市小山田桜台２丁目５番地20―101
破産者　堀　　優子
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第１１５６号**
東京都八王子市子安町４丁目２番８号ＥＵビル１階
破産者　有限会社エイム
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第１１５７号**
東京都八王子市散田町３丁目41番８号
破産者　岡島　健真
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２０年（フ）第２４３号**
長野県東御市和字西田1541番地
破産者　株式会社はやし商会
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

**平成２０年（フ）第４２１号**
名古屋市瑞穂区関取町６番地
破産者　テン株式会社
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２０年（フ）第９２９号**
最後の住所名古屋市瑞穂区関取町６番地
破産者　亡野田健一相続財産
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２０年（フ）第１７４２号**
名古屋市北区城東町１丁目43番地
破産者　株式会社朝日組
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２０年（フ）第２５４号**
松江市上乃木３丁目５番６号
破産者　有限会社井谷住研
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第１３３号**
島根県雲南市吉田町吉田2705番地１
破産者　伸光建設有限会社
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３８１号**
福岡県久留米市上津町1936番地６
破産者　有限会社あい
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２１年（フ）第３３１５号**
札幌市西区発寒７条５丁目10番13―802号
破産者　ノース群星株式会社
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成１９年（フ）第４０９号**
函館市上野町33番３号、開始決定時の住所函館市上湯川町44番23号
破産者　庵原　英明
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

**平成２１年（フ）第１０１１号**
東京都昭島市中神町1163番地７
破産者　株式会社テーケーサービス
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第１０１２号**
東京都国立市北２丁目25番の２ファミーユ北102
破産者　寺井　達男
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第１１３３号**
東京都品川区二葉３丁目13番５号
破産者　深堀　明美
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第１１７０号**
東京都小平市花小金井３丁目20番12―702号
破産者　友部　　恭
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第２４３７号**
横浜市中区石川町４丁目169番
破産者　有限会社アックス
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２０年（フ）第５２号**
富山県魚津市大海寺野472番地
破産者　有限会社紙谷工務店
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所魚津支部

**平成２１年（フ）第１１４号**
岐阜県羽島郡笠松町円城寺字川田336番地
破産者　有限会社晃暢
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２０年（フ）第２５８号**
静岡県熱海市和田浜南町７番２号
破産者　株式会社ウオミサキホテル
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係